

固定資産の所有者が亡くなったときの手続き

固定資産（土地・家屋・償却資産）の所有者（納税義務者）が亡くなったときは、その財産は相続人全員の共有財産となり、固定資産税の納税義務は承継されます。

このため、相続人による次の書類の提出が必要になります。

詳しくは問い合わせてください。

○相続人代表者指定届出書兼固定資産現所有者申告書

（土地と家屋の登記物件・償却資産）

○未登記家屋所有者変更届出書（法務局で登記していない家屋）。

☎ 課税課 ☎ (93) 0444

自宅で手続き スマホ申告

確定申告は、自宅からスマートフォンでも行えます。

確定申告に向け、今から準備（マイナンバーカード・ID・パスワードの受領）を行いましょう。

詳しくは令和5年1月に更新されるホームページをご覧ください。



☎ 成田税務署 ☎ (28) 5151

家屋を新築・増築・取り壊したときには



家屋を新築・増築、または取り壊したときには市への連絡が必要です。

連絡がない場合、「1月1日の賦課期日には家が建っているのに評価証明書が発行してもらえない」、「家屋が建っていないのに課税されてしまった」ということがあります。

※登記済み家屋で滅失登記をした場合は、市への連絡は不要です。

☎ 課税課 ☎ (93) 0444

令和5年度固定資産税（償却資産）申告

☎ 課税課 ☎ (93) 0444

償却資産とは、会社、個人で経営の工場や店舗、あるいは農業経営に使用している構築物、機械、備品などをいいます。

令和5年1月1日現在で償却資産を所有しているときは、[令和5年1月31日（火）までに申告](#)をしてください。また、昨年度から前年度に申告している償却資産の課税標準額が免税点未満である事業者の人、又は前年度の申告内容から所有している償却資産がない事業者の人については、申告用紙などの送付を省略しています。申告用紙などが必要な人は、市公式ホームページからダウンロードしていただくか、問い合わせしてください。



業種	償却資産の例
共通	パソコン、コピー機、エアコン、応接セット、内装、看板、舗装路面、ブラインド、LAN設備など
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤など
印刷業	各種製版機及び印刷機、裁断機など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象を除く）、発電機など
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫など
小売業	陳列棚・陳列ケース（冷凍機または冷蔵機付を含む）、自動販売機など
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポールなど
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニル包装設備など
不動産貸付業（駐車場・ガレージなど）	受変電・発電機・蓄電・中央監視各設備、門など外構工事、駐車料金自動計算装置、舗装路面、機械設備など
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンクなど
売電事業	太陽光パネル、架台、パワーコンディショナー、表示ユニットなど
農業	ビニールハウス、農耕用車両（小型特殊自動車以外）、保冷库、農業用機械など

入院や高額な外来診療の前に申請を 国民健康保険の限度額適用認定証

☎ 国保年金課 ☎ (93) 4083

入院や外来診療のとき、ひとつの医療機関で月額の治療費が高額になり、自己負担限度額を超える場合は、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することにより、支払いが自己負担限度額までとなります。

「限度額適用認定証」は国民健康保険税の滞納がない世帯に属する被保険者に、市役所の窓口で交付します。入院や高額な外来診療の前に、必ず申請をしましょう。また、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしている被保険者は「限度額適用認定証」を交付されていなくても、カードに対応している医療機関などであれば、カードを提示することで、自己負担限度額以上の請求は発生しません（国民健康保険税滞納世帯を除く）。

※自己負担限度額は世帯の所得や年齢により異なります。

詳しくは市公式ホームページをご覧ください。

